

山梨学院大学法学研究会会則

- 第一条（名称） 本会は、山梨学院大学法学研究会と称する。
- 第二条（事務所） 本会の事務所は、山梨県甲府市酒折二丁目四番五号、山梨学院大学法学部内に置く。
- 第三条（目的） 本会は、法律学、政治学及びそれらの関連分野の研究と研究成果の発表を目的とする。
- 第四条（事業） 本会は、次の事業を行う。
- 一 学術雑誌「山梨学院大学法学論集」の発行
 - 二 研究会及び学術講演会の開催
 - 三 他の大学、関連諸学会との交流
 - 四 その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 第五条（会員） 本会は、次の会員をもって組織する。
- 一 普通会员 山梨学院大学法学部教授、准教授、講師及び助教
 - 二 学生会員 山梨学院大学大学院及び法学部在学学生
 - 三 卒業学生会員 山梨学院大学大学院修了生及び法学部卒業生
 - 四 特別会員 評議員会の推薦を得た者
- 第六条（役員） 本会に次の役員を置く。
- 一 会長 評議員の互選による。任期は、一年とする。ただし、再選を妨げない。
 - 二 評議員 普通会员全員をもって構成する。
- 第七条（委員） 本会の事務を行うために次の委員を置く。
- 一 編集委員 七名以内
 - 二 庶務委員 二名
- 委員は、会員中より評議員会において委嘱する。任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第八条（評議員会） 評議員会は、評議員全員をもって構成し、本会の運営にあたるものとする。
- 第九条（会則改正） 本会則の改正は、評議員会の決議による。

前 号 目 次

論 説

ロールズの正義論とコミュニティアンの批判（中）
— 中間考察 —

山本 啓

自治制度における「総合性」・「一般性」の緩和と
特定目的の政府の創設（下・完）
— 道州制に対する自治的代替案の指示 —

外川 伸一

華人社会における辛亥革命百周年記念事業の意義
— 「周年記念事業」報道の政治性 —

松本 武彦

判例研究

一般用医薬品の対面販売を義務付け、インターネット通販を
原則禁止する厚生労働省省令が憲法二二条一項等に違反しな
いとされた事例
（東京地裁二〇一〇年三月三〇日、判例時報二〇九六号九頁）

榎山 茂樹

報 告

授業報告「現代社会と法」

— 外部講師による公開授業の記録を中心に —

布川 玲子